

※「子育て世帯臨時特例給付金」は、18ページをご覧ください。

福祉介護課 社会福祉担当 ☎(内)355

申請期間・申請手続等 6,000円

申請の期間や手続等は、詳細が決まり次第、町HPや広報等でお知らせします。

問合せ 福祉介護課 社会福祉担当 ☎(内)355

### 「水辺の観察会」参加者募集中

小川町の原風景を感じる機会として、水辺の風景や生き物、川の様子を観察する会を開きます。本来の川の姿に触れ、自然を通じ、地域を知るきっかけにはいかがでしょうか。お気軽にお申込みください。

日時 6月7日(日) 午前9時30分～正午ころ ※雨天中止

集合コース パトリアおがわ 駐車場 槻川沿い萬世橋まで徒歩で散策(往復約3km)

持ち物 軍手・タオル・筆記用具・水筒等 動きやすい服装・長靴でご参加ください。

定員 50人(先着)

費用 無料

申込み 5月27日(水)まで(電話、ファクスも可) 小学3年生以下のお子さんについては保護者同伴でご参加ください。

問合せ 環境保全課 環境保全担当 ☎(内)165・166 FAX74-5315

### 臨時福祉給付金を支給します

低所得世帯の消費税率引上げに伴う食料品支出額の増加分負担を考慮して、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給します。

対象 平成27年1月1日に小川町に住民登録がある方で、平成27年度の町県民税(均等割)が課税されていない方が対象です。

ただし、町県民税(均等割)が課税されている方に扶養されている場合や、生活保護制度の被保護者となっている場合等は対象外となります。

未申告の方について 平成27年度の住民税申告をされていない方は、臨時福祉給付金が支給されない可能性があります。なお、確定申告をした方は、住民税申告をする必要はありません。

給付額 対象の方1人につき

### 小川町介護保険運営協議会委員を募集します

町では、介護保険制度の運営を適正かつ円滑に実施するため、「小川町介護保険運営協議会」を設置しています。今回は全15人の協議会委員のうち、住民代表委員を募集します。

募集人員 3人以内 \*応募多数の場合は選考

委員任期 委嘱の日から3年間

応募条件 小川町在住の医療保険加入者(40歳以上)で、介護保険や福祉行政に関心があり、過去にこの委員の経験のない方

応募期間 5月15日(金)～29日(金) 必着

その他 住所、氏名、年齢、職業、電話番号、応募動機を400字程度(形式自由)にまとめ、ご提出ください(郵送、ファクス、メールも可)

問合せ 福祉介護課 介護保険担当(〒355-0392 小川町大塚55) ☎(内)162 FAX74-2920 メールogawal19@town.ogawa.saitama.jp

### 第53回 町民ハイキング大会

日時 6月7日(日) 午前6時 小川町役場前集合

場所 神奈川県 金時山 標高1,213m

費用 4,000円(保険料他)

定員 40人(抽選)

持ち物 弁当、飲物、雨具、手袋、タオル、着替え等

その他 \*歩行時間は約4時間です。 \*午後6時30分ごろ帰着予定です。



申込み 5月11日(月)～22日(金) \*土・日曜を除く 午前8時30分～午後5時15分 \*グループ参加は、3人以内でお願いします。 \*抽選会を5月26日(火)に行い、当選の方には後日詳細を通知します。

問合せ 生涯学習課 生涯スポーツ担当 ☎(内)293・294

### 河川清掃とウグイの放流は5月24日(日)に行います ~清掃活動にご協力をお願いします~

問合せ 環境保全課 ☎(内)165

町では、快適な環境づくり運動の一環として「河川清掃とウグイの放流」を行います。今年も皆さんの協力で、河川を中心に道路や公園等の清掃活動をお願いします。

河川清掃 日時 5月24日(日) 午前8時～ 場所 町内河川、道路、公園等 ※雨天等により中止の場合、または実施の判断が難しい場合は、防災無線でお知らせします。

ウグイの放流 日時 5月24日(日) 午前9時～ 場所 計6地点で放流します。 ①増尾地内(栃本親水公園上流(酒井河原))、②下小川地内(青木橋下)、③下里地内(柳町橋上流)、④原川地内(広見橋上流)、⑤池田地内(中池田橋下)、⑥奈良梨地内(市野川橋上流) ※雨天等で河川清掃が中止となった場合は、町職員のみで放流します。

### 軽自動車税には減免制度があります

障害のある方のために使用する軽自動車等で、一定の要件を満たす場合、軽自動車税の減免制度があります。なお、減免申請は毎年必要です。

減免できる車両 ※法人名義車両、営業用車両は除きます。		使用目的
所有者・納税義務者	運転者	
障害者	障害者本人、または	障害者の通院・通学・通所等のため
障害者と同一生計の方	障害者と同一生計の方 ※1	
障害者等のみで構成される世帯の方	障害者等を常時介護する方 ※2	

※1、2の方には下記以外の書類を添付いただくことがあります。

- 手続に必要な書類等
- ◆障害者手帳
  - ◆納税義務者の印鑑(認印可)
  - ◆車両を実際に運転する方の運転免許証
  - ◆軽自動車税納税通知書(口座振替利用の方も)

\*減免申請の期限は、毎年納期限7日前です。期限後の申請は受けられませんのでご注意ください。

\*減免できる台数は、障害者手帳をお持ちの方1人につき、普通自動車(県税)か軽自動車(町税)かどちらか1台です。ご確認のうえ、申請してください。

### ~軽自動車税の納付期限は6月1日(月)です~

平成27年度の二輪及び小形特殊自動車の税率は平成26年度と変わりません 広報12月号でお知らせした二輪及び小型特殊自動車の税率変更は、法改正により実施時期が1年先送りになりました。

問合せ 税務課 住民税担当 ☎(内)131~133